

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○土地改良法による道営換地計画の決定……………（農業施設管理課）	21
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	21

告 示

北海道告示第19号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、士別市中士別第1地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川総合振興局に備え置いて、令和7年1月15日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年1月14日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第20号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和7年1月14日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 網走郡大空町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 風害の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道オホーツク総合振興局産業振興部林務課及び大空町役場に備え置いて縦覧に供する。）